

吉祥寺東部地区における市有地を活用したまちづくりについて

1 吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車場等対応方針の骨子

吉祥寺東部地区の歩みとしては、継続した環境浄化への取組みが進められてきました。第六期長期計画や行財政改革アクションプラン、吉祥寺グランドデザイン等では、点在する自転車駐車場の配置の適正化を図る、暫定自転車駐車場として使用されている市有地の土地利用については周辺の民有地と連携して新たな来街目的を誘発し、エリア全体の活性化を図ると示されています。方針策定にあたっては、吉祥寺大通り東第 4 自転車駐車場(①裏面案内図参照)の返還を求められたこと、吉祥寺大通り東自転車駐車場(②)が 20 年を経過し大規模修繕の時期にきていること、公共自転車駐車場の適正配置に向けた検討が必要であること、また消防団第 2 分団(④)の建替え等の課題解決に向け、地区に点在するまちづくりの種地である市有地の有効活用が求められている。

2 これまでの経緯

- 令和 2 年 9 月 所有者より吉祥寺大通り東第 4 自転車駐車場(①)賃貸借契約解除通知
- 令和 3 年 2 月 吉祥寺大通り東第 4 自転車駐車場(①)閉鎖
- 令和 3 年 3 月 吉祥寺東部地区市有地等利活用公共自転車駐車場等対応方針策定
- 令和 3 年 4 月 基本合意書締結（協議の開始等について）
- 令和 3 年 4 月 経営会議
- 令和 3 年 5 月 建設委員会行政報告（対応方針策定について）
- 令和 3 年 6 月 財産価格審議会
- 令和 3 年 8 月 確認書締結（土地の取得・売払い、売払い要件等について）
- 令和 3 年 8 月 公共自転車駐車場等用地(③)取得契約

3 事業の考え方と効果

公共自転車駐車場等用地(③)取得に伴い、その土地を提供した者に対して、吉祥寺大通り東自転車駐車場用地(②)を代替地として売払うもので、地区の外周部への恒久的な公共自転車駐車場の設置により駅周辺での歩行者と自転車の輻輳解消、狭小で老朽化している消防団第 2 分団(④)の建物更新が図られる。

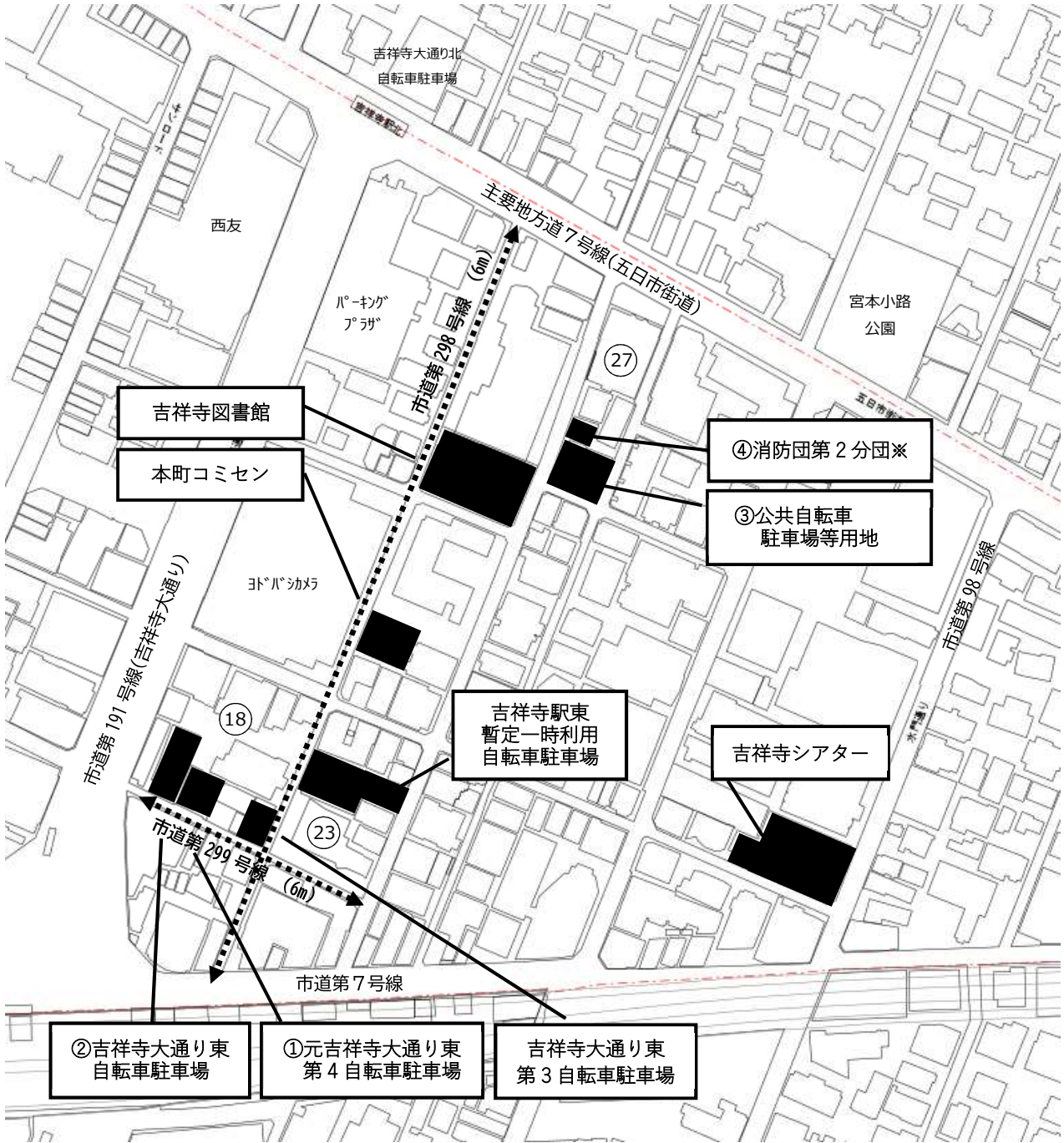
地区への誘導経路となる市道第 299 号線の拡幅整備の推進と民間開発事業による健全なにぎわいの創出などを実現するため、地区のまちづくりの推進を図るものであり、市と民間事業者とが連携して課題解決に取り組むため方針に沿った事業を展開するものである。

4 今後の予定

- 令和 3 年 9 月 吉祥寺大通り東自転車駐車場(②)閉鎖
- 令和 3 年 9 月以降 新設公共自転車駐車場(③) 詳細設計等
- 令和 4 年度以降 新設公共自転車駐車場(③) 建設工事・供用開始

【裏面あり】

吉祥寺東部地区 案内図



※敷地面積が狭小(約 77 m²)のため、今後の詰所建替時には、移転の可能性や敷地の拡充など幅広く検討していく必要がある。